令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名: 京都府

認定農業者

農業委員会名: 久御山町農業委員会

Ⅰ 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

		農家数(戸)
総農家	数	475
自給的	農家数	152
販売農業	家数	323
主	業農家数	107
準	主業農家数	69
副	業的農家数	147

	農業者数(人)		
農業就業者数	627		
女性	308		
40代以下	125		
※ 農林業センサスに基づい			

| 認定新規就農者 | 農業参入法人 | 集落営農経営

	集落営農組織
*	農業委員会調べ

特定農業団体

基本構想水準到達者

H	1	· L	_
#4	W.	. []	a

経営数(経営)

87

2

0

18

1

0

1

						<u></u>
	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	i
耕地面積	396	87	_			483
経営耕地面積	307	71	68	3	0	378
遊休農地面積	2.83	1.3	_	_		4.13
農地台帳面積	453.8	120.5				574.3

て記入。

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項 第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

		農業委	員
		定数	実数
農業	委員数	14	13
	認定農業者	_	7
	認定農業者に準ずる者	_	4
	女性	_	1
	40代以下	_	2
	中立委員	_	1

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	3

^{*}現在の体制を記載することとし、旧・新いずれかの記載事項は削除

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現	状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3月現在)	483ha	158.5ha	32.82%
課	題	平成26年策定の久御山町月 目標を176haと定めているか		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で 定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目標	集積面積 163.5ha (うち新規集積面積 5ha)
	目標設定の考え方:町農業経営基盤強化促進基本構想において令和5年目標を176haと定めている。
活動計画	・認定農業者等の担い手や農地所有者に対し、制度等の情報提供を行う。 ・農地移動適正化あっせん事業等により、担い手への農地の利用集積を図る。 ・ヤミ小作の掘り起こしを行い、解消していく。

- ※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
- ※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入
- ※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	4経営体	0経営体	1経営体
新規参入の状況	29年度新規参入者 が取得した農地面積	30年度新規参入者 が取得した農地面積	元年度新規参入者 が取得した農地面積
	0.47ha	0.00ha	0.03ha
課題	認定農業者等の担い手が一定数存在していることから、現時点においては積的に新規参入者を募る状況ではない。		、現時点においては積極

- ※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数 を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)
- ※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	一 経営体	参入目標面積	— ha
	認定農業者等の担い手が一方 び活動計画の策定は行わない		いら、新規参入の目標設定及

- ※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入
- ※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅳ 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現状		管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
(令和2年)	v •	487.1ha	4.13ha	0.85%
課	題	長年指導しているにもかからない遊休農地に対する対	わらず改善がみられない遊 ・処方法について研究する。	休農地や、所有者が分か 必要がある。

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の 利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号 又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

9 会和9年度の日標及び活動計画

	2							
		遊休農地の解消面積 4.13ha						
目標		目標設定の考え方:遊休農地面積ゼロを目指し指導していく。						
活動計	農地の利用状況 調査	調査員数(実数)		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期			
			19人	6月~7月	7月~11月			
		6月~7月に町内(全体)の農地を対象に一斉農地パトロールを実施し、その結果を基に事務局で現場の確認を行い土地所有者等へ指導を行う。						
画	農地の利用意向 調査	実施	西 時期	調査結果取りまとめ時期				
		11月		11月~1月				
	その他	・遊休農地所有者に対し、あっせん制度等の情報提供を行う。・複数回の文書指導を実施し、粘り強く指導をしていく。・利用状況調査時期以外であっても、周年を通して遊休農地の発見に努める。						

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない。
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現	状	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)		
~ -	3月現在)	483ha	0.41ha		
課	題	・近年指導が実施できていない案件に対する指導の再開が必要である。			

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して 転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	・継続案件については、粘り強く指導をしていく。 ・近年指導が実施できていない案件に対する指導を再開する。 ・違反転用案件の早期発見・早期指導に努める。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入